

## 広島積極ガード店ゴールド認証事業実施要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、飲食店事業者が実施する新型コロナウイルス感染症予防対策について、県が認証する制度を設けることにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供し、もって感染症に対して強靱な社会・経済の形成に資することを目的とする。

#### (対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可（令和3年5月31日までに許可を受けた者にあつては、改正前の食品衛生法第52条第1項に規定する許可）を受けた者をいう。以下「対象事業者」という。）が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

(1) その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しない飲食店（テイクアウト型、デリバリー型の店舗など）

(2) 前号に掲げるものを除くほか、県が特に必要と認めるもの

#### (基準)

第3条 県は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 県は、必要と認めるときは、認証基準の改定を行うものとする。

### 第2章 認証等

#### (申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において自らが実施すべき感染症予防対策を認証基準に沿って実施し、申請書（様式第1号）により、県に申請するものとする。

#### (認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があつたときは、県（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、現地確認を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 県は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設について、その旨を認証するものとする。

3 県は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証ステッカーを交付するものとする。

4 県は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対

象事業者に対し、認証基準に適合していない事項を摘示し、感染症対策を取るよう指導に努めるものとする。

(認証ステッカーの利用等)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証ステッカーを利用（当該認証施設の利用者の見えやすい場所に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「広島積極ガード店ゴールド」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、認証ステッカー再交付申請書（様式第2号）により認証の再交付を求めることができる。

3 県は、認証施設を県ホームページに掲載し、県民に対し感染防止対策を実施している飲食店として公表する。

(変更の報告)

第7条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、認証事項変更届出書（様式第3号）により、県に報告するものとする。

(調査等)

第8条 県（その委託を受けた者を含む。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検し、又は認証事業者に報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第9条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施するとともにその従業員に実施を徹底させること。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく要請（営業自粛要請・時短営業要請等）に応じること。

(3) 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。

(4) 県が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第10条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、認証辞退届出書（様式第4号）により、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「広島積極ガード店ゴールド」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第 11 条 県は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認証を取り消すことができるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項、第 31 条の 6 第 1 項又は第 45 条第 2 項に基づく要請（営業自粛要請・時短営業要請等）に応じていないことが判明した場合
- (2) 県の調査等において、認証施設が認証基準に適合しなくなったことが確認され、県の改善の要請等に従わない場合
- (3) 認証施設において、新型コロナウイルス感染症の集団感染等が発生したとき（以下「集団感染等発生時」という。）、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが判明した場合

2 県は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「広島積極ガード店ゴールド」の名称の使用をやめなければならない。

### 第 3 章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第 12 条 認証事業者は、認証施設における集団感染等発生時は、遅滞なく県に連絡するものとし、県は、当該施設における認証の効力を一時停止する必要があると認めたときは、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。

(認証の取消後の申請)

第 13 条 第 11 条第 1 項第 3 号に該当するため認証を取り消された対象事業者は、取消の日から 6 か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第 14 条 第 12 条の規定により認証の効力が一時停止となった施設において、その原因が第 11 条第 1 項第 3 号に規定するに掲げるものでないことが明らかになったときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）できた時から、認証ステッカーの利用及び「広島積極ガード店ゴールド」の名称の使用を再開することができるものとする。

2 前項の規定により認証ステッカーの利用等を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、再開届出書（様式第 5 号）により、その旨を県に通知するものとする。

### 第 4 章 雑則

(免責)

第 15 条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

附則

この要綱は、令和 4 年 2 月 16 日から施行する。